

漁業者による水産資源の保護の努力を一瞬で無にしてしまう悪質な密漁を防止するために、漁業法と水産資源保護法の一部が昨年6月6日に改正され、今年4月1日から施行されました。静岡県では、県漁業調整規則に定める知事許可漁業として新たに「潜水器漁業」と「あさり漁業」を新設し、これらの漁業を無許可で操業した場合には、懲役は6月以下から3年以下に、罰金は10万円から200万円と、罰則の上限を大幅に引き上げることとしました。

伊豆分場だより第291号(平成15年1月)の巻頭言「研究の波紋」には、アワビの密漁実態を研究発表したときの影響の大きさが記されています。密漁されるアワビの量が漁業と同じオーダーであり、アワビの資源管理をいくらやっても漁獲量が伸びない原因は、密漁であると論じています。水産資源を保護し、伊豆地域の漁業を振興させようする中で、密漁が及ぼす影響の深刻さが浮き彫りになりました。

今年5月12日に放映されたNHK「クローズアップ現代」では、職に着かない若者が密漁の実行犯となり、組織的な密売ルートを通じて中国等に密漁されたアワビやナマコが輸出されていく様子が関係者の証言を交えながら放送されていました。また、密漁船を追う映像では、猛スピードで逃走しながら証拠となると思われる袋を海に捨てていく様子がカメラに捉えられていました。放送をご覧になった方も多いと思います。番組の中では、密漁によって疲弊する漁村の現状から脱却するには、罰則強化による密漁の抑止ばかりでなく、値段の高い海外に販路を広げることや、子供らに海に対する愛着を持ってもらうことの大切さも提言されていました。

水産業に携わるものとして、このような大きな流れにどのように対処すればよいのでしょうか。誰も経験したことのない、まさに手探りの時ですが、真剣に考える仲間を増やし、情報交換を行って対処の方法を熟考すれば、見えてくるものがあるかもしれません。

取締機関と漁業者の連携がこれまで以上に必要となることは、もちろんです。取締体制の強化・充実が図らなければ、密漁者の格好の餌食とされてしまいます。また、一方では、漁業者自ら一層の資源管理を行い、適正な出荷体制を構築することも必要となります。組合や漁業者自らが作った規則やルールを無視して、自分だけ儲かればいいというような風潮が仮にあるとすれば、密漁者に付け入る隙を作ってしまう。密漁に対して毅然とした態度で「ノー」と言えるような浜の体制作りが必要です。

(町田 益己)